

九州大学における法人文書の開示基準

平成16年4月1日 情報公開・個人情報保護委員会決定
(平成18年 1月31日一部改正)
(平成25年 4月 1日一部改正)
(平成26年 7月31日一部改正)

九州大学（以下「本学」という。）に法人文書の開示請求があったときは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）により、開示に係る法人文書に次のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

1. 個人情報（法第5条第1号）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

※例示

- ① 職員・学生の自宅住所、電話番号等
- ② 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- ③ 健康診断・カウンセリングの記録
- ④ 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- ⑤ 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）
- ⑥ 学部入試、大学院入試等の答案及び合否判定資料
- ⑦ 学生指導関係文書
- ⑧ 反省文
- ⑨ 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ）
- ⑩ 卒業論文・修士論文・博士論文（公表されたものを除く。）
- ⑪ 学生生活支援関係文書（入学料・授業料免除、日本学生支援機構・各種奨学金及び入寮選考に係る家庭調書に類するもの）
- ⑫ 債権・収入関係個人情報資料（氏名、住所、銀行口座等）
- ⑬ 人件費関係個人情報資料（給与、児童手当、退職手当、賃金、謝金等の支出関係、雇用保険関係、所得税・市町村民税関係）
- ⑭ 研修関係個人情報資料（推薦書、略歴書等）
- ⑮ 宿舍関係個人情報資料（入居関係、住宅事情調査関係等、外国人宿舍賃貸借関係）
- ⑯ 情報システム関係個人情報資料（給与マスタ、職員別ファイル等）
- ⑰ 契約関係個人情報資料（光熱水料等個人負担分、請負作業従事者一覧）
- ⑱ 学内宿泊施設関係個人資料（利用申込、利用管理表等）

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

※例示

- ① 役員の氏名、経歴等
- ② 研究者総覧
- ③ 叙勲・褒章受章者名簿
- ④ 職員の氏名等

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

※例示

医薬品の安全性等に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

※例示

文書に付された公務員等の職名

2. 法人等情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

※例示

- ① 民間等との共同研究等に関し相手方から提供されたノウハウ
- ② 工事請負者施工成績一覧
- ③ 臨床受託研究審査委員会等資料（相手方から提出された医薬品試験データ等）

ロ 本学の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

※例示

企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

3. 審議検討等情報（法第5条第3号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

※例示

- ① 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録
- ② 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録
- ③ 人事選考（採用、昇任等）の記録

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

※例示

- 入試制度改革素案（出題科目変更案等）

ハ 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

※例示

- ① キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書など）
- ② 機種選定や仕様策定に係る検討記録

4. 事務・事業支障情報（法第5条第4号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

※例示

- ① 学部入試、大学院入試等の出題者名簿
- ② 入試制度改革関係資料
- ③ 情報セキュリティに係る秘密情報（ネットワーク機器のIPアドレス・サブネットマスク、ルータの機器名、重要なネットワーク機器の配置、LAN管理者に関する情報）
（平成26年7月31日追加）
- ④ 動物実験に係る施設の名称、設置場所及び配置図
（平成26年7月31日追加）

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

※例示

- ① 入札前の予定価格、積算内訳書
- ② 本学が当事者となっている訴訟に関する資料

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

※例示

科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの、又は不採択のもの

へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

※例示

- ① 人事異動原案
- ② 人事選考（採用、昇任等）関係資料
- ③ 勤務評定関係記録

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ